

25 経営第 3979 号  
平成 26 年 3 月 31 日

東北農政局経営・事業支援部長 殿

経営局農地政策課長

### 農地に関する情報に係る個人情報保護条例の取扱いについて

農業の生産性向上に向けて、担い手への農地集積・農地の集約化の更なる加速等を図るため、遊休農地に関する措置の強化や農地台帳等の法定化などを盛り込んだ農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）が平成26年4月1日に施行されることとなっており、この法律により改正された農地法（昭和27年法律第229号）では、第51条の2の規定により、農業委員会は、農地に関する情報について、行政機関内部での内部利用・相互提供や他の機関に対する情報提供依頼ができることとされました。

また、本日付けで農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成26年農林水産省令第24号）が公布され、法律と同様に平成26年4月1日に施行されることとなっておりますが、改正された農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）では、第102条の規定に基づき、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年1回以上、住民基本台帳との照合を行うこととされました。

一方、現在、全国の全ての市町村で個人情報保護条例が制定され、そこでは本人以外からの個人情報の収集、市町村が保有する個人情報の目的外利用及び外部提供を一般的に禁止しつつ、一定の場合に限り例外的にこれらの行為を行うことを許容するという規定となっております。その際、この個人情報の提供を許容する例外類型の一つとして「法令に定めがある場合」を規定しているのが一般的であり、農地法第51条の2の規定は市町村内部において個人情報を目的外利用するに当たっての条例上の根拠を設けるものです。このため、今後農業委員会（農業委員会の非設置市町村においては市町村農政部局）から住民基本台帳に記載されている農地に関する情報の提供依頼があった場合の取扱いについてはその適切かつ円滑な実施に向け、御配慮いただくとともに、貴管下の県を通じて市町村に周知いただくようお願いいたします。